

企 画



企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S.12.12.30	S.16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 穰	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 穰	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 穰	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H. 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H. 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S.12.12.21	S.15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 続 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S.49. 6.29	S.53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H.元.12.31
18	加 藤 照 光	H. 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副 市 長 (H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H.19. 4. 1	

収 入 役

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S.12.12.21	S.16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H.元.12.31
16	高 橋 昭 博	H. 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第四次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に新居浜市長期総合計画を策定して以来、三次にわたり市政の総合的かつ基本的な指針として、経済、社会情勢の変化に対応した計画を策定し、総合的及び計画的な行財政運営の展開を図ってきた。

平成2年に「潤いと活力にみちた産業・文化創造都市」を基本目標とした第三次新居浜市長期総合計画を策定し、21世紀を目指したまちづくり実現のため、諸施策を積極的に推進し、一定の成果を収めてきた。

しかし、21世紀が到来し、少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、高度情報化の進展、産業構造の変化など社会経済情勢は大きく変化しており、本市を取巻く地域の状況も瀬戸内三橋時代を迎え、四国縦貫・横断自動車道が延伸され広域的な交通アクセスが整備されるなど大きく変貌しようとしている。

このような新しい潮流の中で、本市の抱える課題に的確に対応するため、第三次長期総合計画を新たな視点で見直し、第四次長期総合計画が平成13年6月に策定された。

(2) 基本構想

本市がめざす新しいまちづくりの基本方向を示すもので、都市づくりの理念及び将来の目標、都市像及びこれを実現するために必要な施策の大綱を明らかにするものとしている。

ア 策定の基本指針

前長期総合計画の見直す視点として時代の潮流と新居浜市の課題を整理した。

- (ア) 少子高齢化及び男女共同参画の進展
- (イ) 国際化の進展
- (ウ) 高度情報化の進展
- (エ) 地球環境問題の深刻化
- (オ) 産業構造の変化
- (カ) 価値観及び生活様式の多様化
- (キ) 広域的な交流連携
- (ク) 自己責任社会の進展

これらに、地域の資源を時代に合わせて有効活用し、個性的なまちづくりを進めるために、新居浜市の資源を整理して基本的な考え方を策定した。

イ 期間

この計画は平成13年度を初年度とし、目標年度を平成22年度とする。

ウ めざす都市像

市民一人ひとりが新居浜に住んで良かったと心から感じ、誇りに思うことができるまち、人間と自然を尊重しつつ瀬戸内の拠点都市として文化の薫る活力あるまちを、市民一人ひとりのエネルギーを結集した生涯学習によるまちづくりをとおり、創造するため

～共に創ろう～

「心と技と自然が調和した誇れる新居浜」を目指すものとする。

(3) 基本計画

基本構想において設定された施策の大綱を具体化し、目標達成のために必要な基本的施策を体系的に示す市政の基本計画で、実施計画の基礎となる施策を決定するもので、基本的政策評価指標、自立・連携による共に創る重点事業、大綱別基本計画で構成されている。

ア 基本的政策評価指標

「基本的政策評価指標」は、これから新居浜市が行う政策の目標をどの程度に掲げるのか、その成果はどうなっているのかを客観的に明らかにするためのもので、「政策評価」として制度化し、達成状況を追跡調査し、この結果を市民意向調査などによる市民満足度と合わせて検討することにより、政策の選択や重点化につなげていこうとするものである。

27項目(35種類)の指標を設定したが、主な指標として次のようなものがある。(中間年平成17年、最終年平成22年)

- (ア) 定住人口(中間年に125,000人、最終年に130,000人を目指す。)
 - (イ) 幹線道路整備率(中間年に47%、最終年に51%を目指す。)
 - (ウ) 市内総生産(中間年に4,600億円、最終年に5,100億円を目指す。)
 - (エ) 市ホームページアクセス件数(中間年に20万件、最終年に40万件を目指す。)
 - (オ) 男女共同参画指標(審議会の女性参画率を中間年で30%、最終年に50%を目指す。)
- ほかに22項目の指標が設定されている。

イ 自立・連携による共に創る重点事業

これまでのような右肩上がりの成長が期待できない見通しのなかで、これからは、優先度や効果を考慮した政策の選択が求められている。

このため、市民にとって重要度、緊急度のより高いものは何かという観点から、次の項目を選定し、優先的に実施することとした。

- (ア) 広域連携、市町村合併の推進
- (イ) 新居浜の顔(新居浜駅周辺)づくり
- (ウ) 多様な産業立地とものづくりを支える風土づくり
- (エ) ごみのない美しいまちづくり
- (オ) 子育て支援体制づくり
- (カ) 市民参画による地域の公共生活空間づくり
ほかに13項目の重点事業が設定されている。

ウ 大綱別基本計画

次に示す大綱の各施策ごとに現況と課題、基本計画を体系順にまとめている。

- (ア) 魅力あふれる交流連携のまちづくり
- (イ) 人と自然が調和した安心で快適なまちづくり
- (ウ) 健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり
- (エ) にぎわいと活力にみちたまちづくり
- (オ) 豊かな心と創造性を育むまちづくり
- (カ) ともにつくる自立したまちづくり

(4) 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画をいう。

(5) 基本計画の見直し(後期戦略プランの策定)

平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度として策定した第四次長期総合計画が平成17年度に中間年を迎えたことから、後期5年間における10カ年実施計画のさらなる着実な推進を目的として、次の5つの視点から基本計画の見直しを行った。

- (1) 総花的総合計画から戦略プランへの転換
- (2) 確かな財政計画に裏付けされた歳入準拠の計画
- (3) 課題解決のための「選択と集中」
- (4) 行政評価との連動によるPDCAサイクルの確立
- (5) 次期長期総合計画の策定を視野に入れた見直し

また、見直し作業においては、職員で組織した長期総合計画策定委員会と市民で組織した長期総合計画審議会の2つの組織による共同作業を行うとともに

に、広く市民の意見を募集する市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施することにより、「戦略」「市民」「職員」を意識したものとした。

この結果、259項目あった基本計画については事業の統廃合を行い、231の基本計画とし、そのうち57項目の後期重点項目を設定することにより、実効性のある「後期戦略プラン」として策定した。

3 施政方針(平成21年度)

○昨年を振り返って

昨年、アメリカのサブプライムローンに端を発した金融危機は、瞬く間に世界に波及し、世界同時不況の様相を呈し、日本経済も大きな打撃を受けています。

国内におきましても首相の短期間で交代、株価暴落や円高ドル安、ガソリン価格に見られるような物価の乱高下、食の安全性を脅かす偽装問題など、混沌とした一年でありました。

このようななか、新居浜市におきましては、昨年の施政方針のなかで、平成20年度を「回復から拡充」の年と位置付けし、各種施策に取り組んでまいりましたが、その成果が見えてきた一年であったと思います。

生活者の視点に立ち、市民の皆様身近な安全・安心を感じていただけるよう、道路、河川、水路の整備、小中学校耐震補強工事、乳幼児医療費助成の拡大や妊婦検診の公費負担の拡大などに取り組みました。また、長年の懸案事項でございました金子公民館、慈光園、高津消防分団詰所の改築、国領川河川敷整備に着手いたしました。障害のある子ども達に対する発達支援の拡充にも取り組んでまいりました。

都市基盤整備におきましては、国道11号バイパス松原町・西喜光地町間の開通、新居浜駅菊本線の全線開通、菊本沖最終処分場を完成することができました。また産業遺産の活用に取り組むための「金・銀・銅サミット in 新居浜」の開催や「あかがね基金」の創設も行うこともできました。

まだ、着手したばかりの事業もございりますが、市民生活の中で「回復から拡充」という一定の成果をあげることができ、いい意味での変化も感じていただけただ年であったのではないかと考えております。

しかし、昨年秋の世界的な金融危機を契機に、一転して先行きが不透明な状況となりました。企業活動の

停滞や、消費の低迷は、地域社会全体の活力低下を招き、社会不安を増大させています。このような時こそ、国・県の施策と連携した経済・雇用対策や、地方自治体として出来る限りの対策を打ち出し、より安全・安心のまちづくりを進めていかなければならないと決意も新たにしています。

○市政運営に当たっての基本的な考え方

私は就任以来、市政運営の基本理念は「自立・連携のまちづくり」を実現することにあると申し上げてまいりました。

今、地方自治体は社会経済の急激な変化、地方分権、少子高齢化、国の制度改革など社会と時代の変化を見極め、新しい時代に対応できる持続可能な行財政運営が求められています。また、市町村合併も進み、今の都市間競争時代においては、自治体の自立性を高め、地域特性をいかに活用していくかということも非常に重要になってきております。

当市におきましても、補助金公募制度の導入、公立保育園の民間移管、家庭ごみの一部有料化など、市民の中でも賛否が分かれる事業にも取り組んでまいりました。私はこういう問題を乗り切っていかなければ、これからの持続的な行財政運営をしていくことはできないと考えています。公の領域を官だけがすべてを担うのではなくて、市民、企業、自治会、各種団体など、民間の方にもそれぞれの役割を果たしていただき、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠だという信念からであります。

解決しなければならない問題もたくさんございますが、今後におきましても、協働のまちづくりを進めるとともに、国や県、市民との役割分担の見直し、事務事業の見直し、民間活力の活用、様々な方法によりまして、最小の経費で最大の効果、堅実な行財政運営を行い、持続可能な自立・連携のまちづくりを目指してまいります。

○平成21年度の基本姿勢（5つの政治行政の使命）

続いて、平成21年度の基本姿勢について申し上げます。

私は、政治行政の使命は、四つあると常々申し上げてまいりましたが、今はそれに一つ加わったと思っています。これまで申し上げてきた四つの政治行政の使命とは、第一に、人々の生命や財産を守り、安心・安全な社会をつくること。第二に、国や地域を富ませ、

元気・活力のある社会をつくること。第三に、文化や伝統自然を守り、次の時代に継承すること。第四に次の世代を担う子ども達を慈しみ育てるということです。

そして、新たに加えたい第五の使命とは、持続可能な地球環境を残していくという、環境問題についてでございます。私たちの住む新居浜市は、公害を体験し、克服してきた歴史があるまちです。その先人の取組みが肥沃な大地と海と山と豊かな自然の恵みをもたらし、潤いと安らぎを与えてくれています。この素晴らしい環境を将来の世代に引き継ぐことは私たちの責務であると考えます。

私は、これらの視点を忘れずに改革や新しい行政課題に挑戦し、新居浜らしさの創出、アピールを情報発信し、生活者の視点に立った行財政運営を行ってまいります。

私は、平成21年度を「実感・実現・実行」の年として位置付けています。選挙で実感した民意の実現、市民提案や職員提案、議員提案の実現、そして公約の実現を目指して、諸施策を果敢に実行することによって、地域の活力と、生活の中での安心・安全を実感していただけるまちづくりを行ってまいります。

4 行政改革

近年、地方自治体を取り巻く行財政環境が厳しさを増す一方、人口の高齢化、高度情報化社会への移行、国際化の進展、国民の価値観の多様化といった新しい、しかも急速な社会変化の中で行政課題や市民の行政に対するニーズは複雑多様化しており、新しい時代の要請に的確に応える効率的な行政運営が今日強く求められているところである。

本市では、二度にわたるオイルショック以降、行財政運営の効率化を図るため昭和42年以降の「職員定数不拡大方針」を堅持して、事務事業の見直し、組織機構の改革、給与及び職員定員管理の適正化、民間委託、OA化等行財政改革を進めてきたところである。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき、行政改革を推進してきたところであるが、平成14年度から18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定、さらにはそれらを踏襲しながら、新しい時代の自治体運営のシステムの確立を目指して、平成19年度から平成22

年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」を策定し、市民満足度の向上を常に意識した行政改革の推進に取り組んでいる。

(1) 機構改革

本市の組織機構は、昭和37年部制がスタートして以来、今日までその時々々の行政課題に対応するための組織改革を数次にわたって実施してきたところである。

現在、全国的に市町村の再編が進みつつある中で、地方の自主・自立を確立していかなければならない。そのためには、最少の経費で最大の効果をあげるという自治体経営の基本原則に基づいた組織運営が求められている。

平成15年度には、第四次長期総合計画を効率的に執行し、また、職員個々の能力と組織の力をより発揮させうる組織の確立を図るため大幅な機構改革を実施した。

(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48. 10. 1 電算準備事務局を設置
- 49. 10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57. 10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59. 10. 1 環境部保健センターの設置

- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
- 61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
- 61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
- 62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
- 63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。
課(室)の所属、名称、所管等の変更。
出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。
主幹・技幹の決裁権のライン化
- 2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
- 3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
- 4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等

4. 10. 1 別子銅山記念図書館の設置
5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等
総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。
都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。
企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。
選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。
教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。

5 情 報 政 策

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

（ア）住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

○昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オンラインシステム運用を開始した。

○昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

○昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。

○平成6年度 住民基本台帳の続柄表示の変更を自主開発により対応した。

○平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。

○平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。

○平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。

○平成11年10月 平成12年4月からの介護保険

制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。

○平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。

○平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。

○平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。

○平成16年度～平成18年度 新基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より新基幹業務システムでの運用を段階的に開始した。

○平成19年度 新基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改正に伴うシステム改修を行った。

○平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改正に伴うシステム改修を行った。

(イ) 内部事務の電算化

○平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。

○平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。

○平成5年6月 決算システムの運用を開始した。

○平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。

○平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。

(ウ) 電子計算機の変遷

a 住民情報システム(オンラインシステム)

- 昭和55年3月 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM4331-J01(記憶容量1MB)を導入した。
 - 昭和60年 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM4361-K03(記憶容量2MB)を導入してオンラインの二重化を行った。
 - 昭和62年度～昭和63年度 日本アイ・ビー・エム(株) IBM9377-90(記憶容量8MB)2台を導入した。
 - 平成9年7月 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM9672-RA2(記憶容量120MB)に更新した。
 - 平成13年7月 外部記憶装置を90GBから420GBに容量を増設した。これにより増え続けるシステムやデータに対する記憶容量不足への不安を解消した。
 - 平成18年度 新基幹業務システム構築のため、システム運用・管理サーバとして(株)日立製作所HA 8000、業務システムサーバとして、同じBS 1000 A、計28台のサーバ及び外部記録装置として、同AMS 500(5,612GB)等の機器を導入した。
 - 平成20年度 基幹業務システム外部記憶装置(株)日立製作所AMS 500の容量を5,612GBから6,196GBに増設した。これにより増え続けるデータに対する記憶容量不足を解消した。
- b 内部情報処理システム(財務会計、上下水道管理、介護保険)
- 平成2年度 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM AS/400 B50を導入した。
 - 平成5年 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM AS/400 F45(記憶容量32MB)に更新した。
 - 平成10年7月 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM9406-620に更新した。
 - 平成15年6月 日本アイ・ビー・エム(株)
IBM AS/400 i810に更新した。

イ O A化の推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査

研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市O A調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にO A機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼働させ、平成20年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なO A研修を実施し、広く職員にO A感覚、O A意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

(21. 4. 1 現在)

課 名	業 務 名
市 民 課	住 民 記 録
市 民 課	外 国 人 登 録
市 民 課	印 鑑 登 録
市 民 課	戸 籍
市 民 課	国 民 年 金
市 民 税 課	個 人 住 民 税
市 民 税 課	法 人 市 民 税
市 民 税 課	軽 自 動 車 税
資 産 税 課	固 定 資 産 税
収 税 課	収 納 管 理
収 税 課	滞 納 整 理
国 保 課	賦 課
国 保 課	資 格
国 保 課	給 付
国 保 課	後 期 高 齢 者 医 療
国 保 課	徴 収
福 祉 課	福 祉 手 当
福 祉 課	重 心 医 療
介 護 福 祉 課	老 人 措 置
介 護 福 祉 課	在 宅 福 祉 台 帳
介 護 福 祉 課	介 護 保 険

課 名	業 務 名
児 童 福 祉 課	児 童 手 当
児 童 福 祉 課	児 童 扶 養 手 当
児 童 福 祉 課	母 子 ・ 乳 幼 児 医 療
児 童 福 祉 課	保 育
保 健 セ ン タ ー	各 種 予 防 接 種 ・ 検 診
財 政 課	予 算 書 作 成
財 政 課	財 務 会 計
出 納 室	財 務 会 計
人 事 課	人 事 管 理
人 事 課	給 与 管 理
建 築 住 宅 課	住 宅 使 用 料
下 水 道 管 理 課	下 水 道 受 益 者 負 担 金
下 水 道 管 理 課	下 水 道 使 用 料
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	選 挙 事 務
農 業 委 員 会 事 務 局	農 家 台 帳
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	成 人 式
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	学 齢 簿
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	就 園 奨 励
水 道 局 総 務 料 金 課	水 道 料 金
総 合 政 策 課	定 額 給 付 金
児 童 福 祉 課	子 育 て 応 援 特 別 手 当

○ A 機器設置状況

(21. 4. 1 現在・単位:台)

部 局	区 分	庁 内 L A N			基幹業務 システム	合 計
		情報政策課 管 理 分	その他	小 計		
企 画 部		84	2	86	36	122
総 務 部		86	21	107	74	181
福 祉 部		183	20	203	57	260
市 民 部		69	3	72	32	104
環 境 部		39	32	71	5	76
経 済 部		42	11	53	2	55
建 設 部		36	55	91	3	94
出 納 室		8	0	8	1	9
議 会 事 務 局		9	0	9	0	9
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		1	28	29	1	30
監 査 委 員 事 務 局		6	0	6	0	6
農 業 委 員 会 事 務 局		7	0	7	2	9
水 道 局		19	38	57	8	65
教 育 委 員 会 事 務 局		40	3	43	4	47
教育機関(小中学校・公民館ほか)		74	14	88	0	88
消 防 局		62	0	62	0	62
港 務 局		0	14	14	0	14
土 地 開 発 公 社		14	0	14	0	14
サ ー バ ル ー ム		30	7	37	27	64
合 計		809	248	1,057	252	1,309

6 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション（電気通信）とユートピア（理想郷）の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア（対象区域）を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在アナログ12チャンネル、デジタル75チャンネル、ラジオ2チャンネル、また加入世帯はCATV19,461世帯、インターネット6,129世帯（平成21年3月31日現在）となっている。（なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は40.0%となっている。）

同社の自主制作番組は3チャンネルあり、「ニュースチャンネル」では毎日市内の出来事や話題を提供、

「広報チャンネル」では市役所をはじめ官公庁からのお知らせや行政の仕組みなどをわかりやすく提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティーの向上が図られている。

設立年月日	昭和63年3月17日
所在地	坂井町二丁目3番17号 (新居浜テレコムプラザ2階)
資本金	4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地	坂井町二丁目3番17号 ☎33-5200
資本金	2億7,000万円
敷地面積	4,266㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
建物面積	4,244㎡
竣工	平成3年2月28日

7 地域開発

(1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

8 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。それは建造物や構造物のみならず、各種の道具や製品、産業に関わる写真やフィルム、携わった人たちの体験や貴重な意見、また職人の高い技術など、「鉱業」及び「鉱山」から派生した多方面にわたるものになっている。

これらの世界に誇りえる別子銅山の「近代化遺産」を保存・活用・情報発信し、市民が郷土・新居浜市に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置した。

また、山根グラウンド石積が平成20年3月に、旧山根精錬所煙突が同年11月に新居浜市所有になり、今後の保存調査や活用について検討する。

9 駅周辺地区整備

JR新居浜駅周辺地区の整備に向け、平成20年3月に策定した駅周辺地区整備計画に基づき、にぎわいづくりの核となる芸術文化施設については、芸術文化関係者との意見交換、市出身者芸術家を招聘してワークショップ形式の運営準備事業を行なった。また、駅前広場、シンボルロード等については、新居浜駅前広場等整備検討委員会(平成21年9月)を設置し、市民の利便性やまちのグレードアップにつながる具体的な施設内容について検討した。

次に、大街区については、地権者等の協力を得て、土地利用調整会議を設け、進出事業者の選考ほか、駅周辺地区整備計画に合致した民間商業施設の誘致を図った。

10 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

会 計	年度 区分	19		20		21	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		40,857,205	46.2	41,599,966	53.9	40,143,841	52.0
特 別 会 計	貯 木 場 事 業	15,242	0.0	14,613	0.0	300,821	0.4
	渡 海 船 事 業	130,353	0.1	126,063	0.2	134,823	0.2
	交 通 災 害 共 済 事 業	4,259	0.0	—	—	—	—
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業	48,095	0.1	42,238	0.1	74,478	0.1
	平 尾 墓 園 事 業	18,526	0.0	33,354	0.0	144,080	0.2
	公 共 下 水 道 事 業	5,958,805	6.7	7,046,381	9.1	8,096,892	10.5
	国 民 健 康 保 険 事 業	13,744,972	15.6	12,540,190	16.2	12,888,888	16.7
	老 人 保 健 事 業	14,306,400	16.2	1,292,830	1.7	75,418	0.1
	介 護 保 険 事 業	9,534,819	10.8	9,576,533	12.4	10,170,482	13.2
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	—	—	1,539,503	2.0	1,719,697	2.2
	小 計	43,761,471	49.5	32,211,705	41.7	33,605,579	43.6
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	3,324,866	3.8	3,066,714	4.0	2,956,519	3.8
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	400,419	0.5	339,745	0.4	440,593	0.6
	小 計	3,725,285	4.3	3,406,459	4.4	3,397,112	4.4
	合 計	88,343,961	100	77,218,130	100	77,146,532	100

(2) 平成21年度一般会計性質別予算

(歳入)				(歳出)				(単位：千円・%)			
性質		区分	当初予算額	構成比	性質		区分	当初予算額	構成比		
自主財源	市	税	17,907,000	44.7	人	件	費	7,712,817	19.2		
		分担金及び負担金	812,698	2.0	物	件	費	5,870,513	14.6		
		使用料及び手数料	825,099	2.1	維持	補修	費	317,169	0.8		
		財産収入	59,439	0.1	扶助		費	7,515,773	18.7		
		寄附金	26,412	0.1	補助	費	等	2,365,634	5.9		
		繰入金	1,308,495	3.3	公債		費	6,201,067	15.4		
		繰越金	900,000	2.2	出資金及び貸付金			1,122,954	2.8		
		諸収入	1,776,388	4.4	繰出金及び積立金			4,477,884	11.2		
	小計	23,615,531	58.9	予備		費	30,000	0.1			
依存財源		地方譲与税	379,000	0.9	小計			35,613,811	88.7		
		利子割交付金	110,000	0.3	投資的経費	公共	事業費	2,504,223	6.2		
		配当割交付金	33,000	0.1		単独	事業費	1,995,807	5.0		
		株式等譲渡所得割交付金	9,000	0.0		災害復旧	事業費	30,000	0.1		
		地方消費税交付金	900,000	2.2		小計			4,530,030	11.3	
		ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.1							
		自動車取得税交付金	79,000	0.2							
		地方特例交付金	243,000	0.6							
		地方交付税	4,030,000	10.0							
		交通安全対策特別交付金	27,000	0.1							
		国庫支出金	4,099,894	10.2							
		県支出金	2,254,416	5.6							
	市債	4,326,000	10.8								
	小計	16,528,310	41.1								
合計			40,143,841	100	合計			40,143,841	100		

(3) 平成21年度一般会計財源内訳

(歳出)		(単位：千円・%)					
科目	財源	当初予算額	特定財源			一般財源	一般財源充当率
			国県支出金	地方債	その他		
議会	費	357,360	—	—	—	357,360	100
総務	費	3,980,898	366,298	143,600	208,173	3,262,827	82.0
民生	費	13,880,651	5,266,360	—	1,128,712	7,485,579	53.9
衛生	費	4,660,685	78,172	83,100	229,552	4,269,861	91.6
労働	費	319,391	—	—	295,000	24,391	7.6
農林水産	業費	546,150	30,999	43,800	2,564	468,787	85.8
商工	費	1,601,675	6,000	17,100	890,999	687,576	42.9
土木	費	3,422,470	267,024	995,700	241,986	1,917,760	56.0
消防	費	1,381,141	27,871	155,900	44,286	1,153,084	83.5
教育	費	3,730,746	311,586	392,600	84,782	2,941,778	78.9
災害復旧	費	30,000	—	—	—	30,000	100
公債	費	6,202,195	—	—	223,696	5,978,499	96.4
諸支出	金	479	—	—	479	—	0.0
予備	費	30,000	—	—	—	30,000	100
計		40,143,841	6,354,310	1,831,800	3,350,229	28,607,502	71.3

11 決算(平成20年度)

11 決算(平成20年度)				コード番号	382051			市町村類型	Ⅲ-2				
				ふりがな	にいほまし			市町村名	新居浜市				
人口				面積	km ²	人口密度	人	人口集中地区人口	90,171人				
国調	17年	123,952	234.30	529	40.1	産業構造			91,822人				
	12年	125,814				第1次	1,176	18,648	36,011	就業人口	17年国調	2.1%	33.3%
増加率		△1.5	40.1以降の合併状況			第2次	1,134	21,053	35,242			12年国調	2.0%
住民登録	21.3.31	125,689	H15.4.1 別子山村と合併			第3次	1,134	21,053	35,242				
20.3.31	126,024												
区分		平成19年度	平成20年度	区分		指数等	指定団体等の状況						
歳入総額		A	43,534,978	41,801,744	20年度交付税種地区分		I-4						
歳出総額		B	42,491,731	40,465,941	基準財政需要額 千円		19,755,139	過疎離島特農					
歳入歳出差引額(A-B)		C	1,043,247	1,335,803	基準財政収入額 千円		17,961,116	山振新産都					
翌年度へ繰越すべき財源		D	60,762	384,671	標準財政規模 千円		26,205,561	広域市町村圏					
実質収支(C-D)		E	ア 982,485	イ 951,132	財政力指数		(単)0.909 (3年)0.855	事務の共同処理の状況					
単年度収支		F	16,762	イ-ア △31,353	実質収支比率		3.6%	ごみ処理					
積立金		G	261,990	11,769	公債費比率		12.0%	し尿処理					
繰上償還金		H	88,673	226,663	起債制限比率		(単)9.2% (3年)10.0%	小学校関係					
積立金取り崩し額		I	-	493,713	積立金現在高 千円		10,961,369	中学校関係					
実質単年度収支(F+G+H-I)		J	367,425	△286,634	地方債現在高 千円		49,148,227	伝染病関係					
一般職員等				収益事業収入額 千円		-	山林関係	火葬場					
				債務負担行為額 千円		1,020,351	税務事務						
区分	職員数 A人	給料月額 B千円	1人当たり給料 B/A円										
一般職員	623	213,520	342,729										
教育公務員	12	4,998	416,500										
消防職員	122	37,172	304,689										
技能労務職員	35	12,953	370,086										
臨時職員	-	-	-										
合計	792	268,643	339,196										
特別職等													
区分	改定実施年月日	1人当たり平均給料(報酬)月額円											
市町村長	18.4.1	994,000											
副市長	18.4.1	810,000											
収入役	18.4.1	715,000											
教育長	18.4.1	683,000											
議会議長	18.4.1	584,000											
議会副議長	18.4.1	529,000											
議会議員(26人)	18.4.1	492,000											
収支額 千円		169,619											
普通会計からの繰入額 千円		1,386,815											
加入世帯数 世帯		17,793											
被保険者数 人		28,856											
一世帯当たり保険料調定額(医療分)円		111,384											
被保険者一人当たり保険料調定額(医療分)円		68,375											
被保険者一人当たり費用(医療分)円		295,820											

公営事業の状況	事業名	法適用の有無	収支額 千円	普通会計からの繰入額 千円	職員数 人
		宅地造成	無	32,422	
	交通	無		104,049	7
	平尾墓園	無			
	公共下水道	無		1,489,258	20
	港湾整備	無		433,713	1
	老人保健	無	136,901	4,411	
	国民健康保険	無	89,353	804,334	23
	介護保険	無	169,619	1,386,815	23
	後期高齢	無	60,016	272,893	6
	観光施設	無		65,174	8

市町村名	新居浜市		類型	Ⅲ-2	性質別歳出						
区分	歳入		経常一般財源K千円	Kの構成比%	区分	歳出		税等 千円	経常一般財源 千円	経常収支比率 %	繰越金繰入率 %
	決算額 千円	構成比 %				決算額 千円	構成比 %				
地方税	19,968,847	47.8	18,898,765	82.8	人件費	7,781,378	19.2	6,995,665	6,769,183	27.6	29.7
地方譲与税	397,801	1.0	397,801	1.8	うち職員給	4,976,873	12.3	4,379,475	4,359,807	17.8	19.1
利子割交付金	90,761	0.2	90,761	0.4	扶助費	7,251,547	17.9	2,207,699	1,779,887	7.2	7.8
配当割交付金	24,837	0.1	24,837	0.1	公債費	5,551,578	13.7	5,289,710	5,063,047	20.6	22.2
株式譲渡所得割交付金	12,692	0.0	12,692	0.1	内 元利償還金	5,551,578	13.7	5,289,710	5,063,047	20.6	22.2
地方消費税交付金	1,098,318	2.6	1,098,318	4.8	内 一時借入金利子		0.0			0.0	0.0
ゴルフ場利用税交付金	47,830	0.1	47,830	0.2	小計	20,584,503	50.8	14,493,074	13,612,117	55.4	59.7
特別地方消費税交付金		0.0		0.0	物件費	5,495,052	13.6	4,694,153	3,701,270	15.1	16.2
軽油・自動車交付税	122,728	0.3	122,728	0.5	維持補修費	332,183	0.8	267,745	267,745	1.1	1.2
地方特別交付金	205,516	0.5	205,516	0.9	補助費等	1,161,103	2.9	996,259	316,043	1.3	1.4
地方交付金	2,628,358	6.3	1,848,940	8.1	繰出金	5,696,363	14.1	5,224,296	3,074,305	12.5	13.5
内 普 通	1,848,940	4.4	1,848,940	8.1	投資出資金・貸付金	1,177,289	2.9	8,329	123	0.0	0.0
内 特 別	779,418	1.9			積立金	685,709	1.7	60,300		85.4	91.9
交通安全対策特別交付金	25,334	0.1	25,334	0.1	前年度繰上充用金	-	-	-			
分担金・負担金	461,180	1.1			投資的経費	5,333,739	13.2	2,561,020			
使用料	885,998	2.1	36,284	0.2	うち人件費	129,951	0.3	122,468			
手数料	268,187	0.6			普通建設事業費	5,332,532	13.2	2,560,613			
国庫支出金	4,722,493	11.3			内 補助	1,498,139	3.7	51,876			
県支出金	2,199,849	5.3			内 単独	3,834,393	9.5	2,508,737			
財産収入	138,113	0.3	891	0.0	災害復旧事業費	1,207	0.0	407			
寄附金	20,075	0.0			失業対策事業費	-	-	-			
繰入金	1,151,306	2.8									
繰越金	1,043,247	2.5									
諸収入	1,769,737	4.2	5,985	0.0							
地方債	4,518,537	10.8	(1,738,337)								
合計	41,801,744	100	22,816,682 (24,555,019)	100	合計	40,465,941	100	28,305,176			

市町村税							区分			
区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準税額 × 100/75 千円	超過課税分収入済額 千円	区分	決算額 千円	構成比 %	税等 千円	
市町村個人分	5,910,646	29.6	3.8	5,763,166	-	議会費	343,302	0.9	343,302	
市町村法人分	2,968,208	14.9	△42.6	5,540,015	430,417	総務費	4,542,612	11.2	3,532,621	
固定資産税	8,959,765	44.9	1.4	8,812,280	-	民生費	13,525,014	33.4	7,027,324	
軽自動車税	250,163	1.2	2.8	253,027	-	衛生費	2,851,605	7.0	2,388,535	
市町村たばこ税	809,522	4.0	△6.3	837,877	-	労働費	272,647	0.7	20,378	
小計	18,898,304	94.6	△9.2	21,206,364	430,417	農林水産業費	541,044	1.3	450,421	
						商工費	1,693,047	4.2	815,701	
法定外普通税	-	-	-	-		土木費	5,956,013	14.7	4,393,513	
旧法による税	-	-	-	-		消防費	1,298,811	3.2	1,211,031	
目的税	1,070,543	5.4	0.9			教育費	3,784,480	9.4	2,727,652	
内 都市計画税	1,070,082	5.4	0.9			災害復旧費	1,207	0.0	407	
内 入湯税	461	-	143.9			公債費	5,552,110	13.7	5,290,242	
合計	19,968,847	100	△8.7	21,206,364	430,417	諸支出金	104,049	0.3	104,049	
						合計	40,465,941	100	28,305,176	

適用税率の状況					区分					
市民税個人分	均等割	3,000円	市民税法人分	均等割	50,000円~3,000,000円	微収率	区分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合計 %
	所得割	標準税率に対する比率 1.0		法人税割	14.7/100		市町村税	98.3	32.1	95.9
				固定資産税	1.4/100		固定資産税	98.1	25.1	93.8
						合計	98.3	27.6	95.0	

(2) 一般会計決算の推移 (款別)

ア 歳入

(単位：千円・%)

年度 区分	18		19		20	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	18,398,607	42.1	21,865,648	50.3	19,968,847	47.7
地 方 譲 与 税	1,289,114	3.0	406,496	0.9	397,801	1.0
利 子 割 交 付 金	59,827	0.1	84,573	0.2	90,761	0.2
配 当 割 交 付 金	49,033	0.1	64,656	0.2	24,837	0.1
株式等譲渡所得割交付金	43,455	0.1	41,152	0.1	12,692	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	1,196,889	2.7	1,179,729	2.7	1,098,318	2.6
ゴルフ場利用税交付金	45,465	0.1	47,902	0.1	47,830	0.1
自動車取得税交付金	150,882	0.4	137,253	0.3	122,728	0.3
地 方 特 例 交 付 金	432,791	1.0	120,212	0.3	205,516	0.5
地 方 交 付 税	5,116,461	11.7	3,223,558	7.4	2,628,358	6.3
交通安全対策特別交付金	28,142	0.1	28,143	0.1	25,334	0.1
分担金及び負担金	808,261	1.9	807,301	1.9	772,003	1.8
使用料及び手数料	795,518	1.8	788,413	1.8	815,912	1.9
国 庫 支 出 金	4,902,758	11.2	4,673,085	10.8	4,803,443	11.5
県 支 出 金	2,103,284	4.8	2,221,675	5.1	2,199,849	5.3
財 産 収 入	202,035	0.5	236,333	0.5	137,819	0.3
寄 附 金	12,594	0.0	98,443	0.2	20,075	0.0
繰 入 金	329,458	0.8	492,437	1.1	1,151,306	2.8
繰 越 金	1,190,448	2.7	1,382,254	3.2	1,042,846	2.5
諸 収 入	1,761,072	4.0	1,918,689	4.4	1,756,914	4.2
市 債	4,747,900	10.9	3,669,300	8.4	4,527,237	10.8
合 計	43,663,994	100	43,487,252	100	41,850,426	100

イ 歳出

(単位：千円・%)

年度 区分	18		19		20	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議 会 費	357,680	0.8	354,313	0.8	343,302	0.8
総 務 費	5,583,717	13.2	4,951,269	11.7	4,563,024	11.3
民 生 費	12,554,627	29.7	13,159,625	31.0	13,606,491	33.6
衛 生 費	4,899,384	11.6	6,108,390	14.4	4,326,944	10.7
労 働 費	269,539	0.6	269,349	0.6	272,647	0.7
農 林 水 産 業 費	652,534	1.6	707,115	1.7	541,044	1.3
商 工 費	1,723,501	4.1	1,906,157	4.5	1,653,671	4.1
土 木 費	6,598,506	15.6	4,731,993	11.2	4,205,243	10.4
消 防 費	1,186,688	2.8	1,245,692	2.9	1,298,811	3.2
教 育 費	2,918,291	6.9	3,409,973	8.0	3,784,480	9.3
災 害 復 旧 費	260,178	0.6	42,784	0.1	1,207	0.0
公 債 費	5,276,734	12.5	5,429,824	12.8	5,916,748	14.6
諸 支 出 金	361	0.0	127,922	0.3	1,412	0.0
予 備 費	—	—	—	—	—	—
繰 上 充 用 金	—	—	—	—	—	—
合 計	42,281,740	100	42,444,406	100	40,515,024	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

年度 区分 性質別	18			19			20		
	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり
	千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人件費	7,501,438	17.7	59,418	7,948,720	18.7	63,073	7,845,827	19.3	62,423
2. 物件費	5,472,911	12.9	43,350	5,694,999	13.4	45,190	5,497,048	13.6	43,735
3. 補助費等	1,199,639	2.8	9,502	1,428,457	3.4	11,335	2,357,293	5.8	18,755
4. 維持補修費	249,311	0.6	1,975	263,363	0.6	2,090	251,841	0.6	2,004
5. 扶助費	6,889,596	16.3	54,572	7,180,723	16.9	56,979	7,251,547	17.9	57,694
6. 建設事業費	6,765,724	16.0	53,591	6,088,694	14.4	48,313	5,343,434	13.2	42,513
(1) 普通建設 事業費	6,505,546	15.4	51,530	6,045,910	14.3	47,974	5,342,227	13.2	42,503
ア 補助	3,862,185	9.1	30,592	2,735,393	6.5	21,705	2,624,141	6.5	20,878
イ 単独	2,643,361	6.3	20,938	3,310,517	7.8	26,269	2,718,086	6.7	21,625
(2) 災害復旧 事業費	260,178	0.6	2,061	42,784	0.1	339	1,207	0.0	10
7. 出資金貸付金	1,105,686	2.7	8,758	993,766	2.3	7,886	1,177,289	2.9	9,367
8. 積立金	2,261,060	5.3	17,910	1,011,477	2.4	8,026	760,821	1.9	6,053
9. 繰出金	5,560,564	13.2	44,045	6,405,455	15.1	50,827	4,123,369	10.2	32,806
10. 公債費	5,275,811	12.5	41,789	5,428,752	12.8	43,077	5,906,555	14.6	46,993
歳出合計	42,281,740	100	334,910	42,444,406	100	336,796	40,515,024	100	322,343

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	18		19		20	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
貯木場事業		90,168	17,364	76,520	15,236	65,864	33,442
渡海船事業		126,712	126,712	124,660	124,660	124,551	124,551
交通災害共済事業		3,573	3,573	468	468	—	—
住宅新築資金等貸付事業		69,442	69,442	48,048	48,048	43,109	43,109
平尾墓園事業		21,445	21,445	18,970	18,970	23,305	23,305
公共下水道事業		5,830,582	5,820,532	7,599,544	7,588,759	7,165,722	7,160,724
国民健康保険事業		12,831,300	12,023,242	13,472,185	12,914,932	12,532,325	12,442,972
老人保健事業		14,547,671	14,547,671	14,224,009	14,224,009	1,378,997	1,242,096
介護保険事業		9,194,683	9,151,159	9,470,581	9,376,981	9,966,521	9,796,902
後期高齢者医療保険事業		—	—	—	—	1,413,861	1,353,845
計		42,715,576	41,781,140	45,034,985	44,312,063	32,714,255	32,220,946

(5) 水道事業・工業用水道事業決算の推移

(単位：千円)

ア 水道事業

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
16		1,854,093	1,673,184	180,909	285,025	863,055
17		1,884,740	1,651,186	233,554	231,156	877,775
18		1,850,410	1,681,782	168,628	260,906	912,158
19		1,855,253	1,661,539	193,714	280,288	1,280,035
20		1,820,250	1,641,968	178,282	274,320	1,097,956

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税込金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
16		224,908	165,231	59,677	0	130,776
17		233,550	161,061	72,489	14,192	90,028
18		242,090	158,410	83,680	0	73,980
19		240,984	161,501	79,483	20,453	84,891
20		233,281	164,139	69,142	0	122,214

注：収益的収支は消費税抜金額、資本的収支は消費税込金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区	分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度増減見込み		平成21年度末 見込額
				平成21年度中 起債見込額	平成21年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計						
総務		1,243,506	1,632,174	143,600	305,476	1,470,298
民生		308,306	453,359	183,000	56,422	579,937
衛生		6,828,618	6,153,773	89,300	748,539	5,494,534
労働		77,336	39,942	—	39,942	—
農水		739,405	677,984	43,800	90,792	630,992
商工		67,062	48,937	17,100	13,819	52,218
土木		22,693,798	21,554,753	1,240,900	2,211,078	20,584,575
公営住宅		1,418,832	1,197,172	3,900	276,663	924,409
消防		478,703	460,692	155,900	69,882	546,710
教育		2,778,950	2,779,870	316,600	431,705	2,664,765
災害復旧		1,901,050	1,668,748	—	241,692	1,427,056
減税補てん債		3,121,447	1,645,845	—	110,456	1,535,389
臨時税収補てん債		525,599	477,619	—	48,944	428,675
臨時財政対策債		8,950,817	9,600,299	1,500,200	384,897	10,715,602
借換債		—	1,184,417	—	192,739	991,678
減収補てん債		—	1,100,000	994,000	—	2,094,000
計		51,133,429	50,675,584	4,688,300	5,223,046	50,140,838
特 別 会 計						
貯木場事業		37,093	24,720	280,000	12,389	292,331
渡海船事業		117,483	106,294	—	11,261	95,033
住宅新築資金等貸付事業		146,780	112,765	—	62,290	50,475
平尾墓園事業		35,400	31,188	130,000	4,271	156,917
公共下水道事業		36,349,546	36,788,144	4,703,500	4,307,900	37,183,744
介護保険事業		35,897	—	—	—	—
計		37,063,111	37,063,111	5,113,500	4,398,111	37,778,500

(単位：千円)

区	分	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度増減見込み		平成21年度末 見込額
				平成21年度中 起債見込額	平成21年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計						
水道事業		6,066,657	5,595,472	150,000	267,694	5,477,778
工業用水道事業		133,122	75,066	—	10,194	64,872
計		6,199,779	5,670,538	150,000	277,888	5,542,650

(7) 普通会計決算額(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分		年度	16	17	18	19	20
歳入総額 ㉑			49,508,235	47,048,458	43,701,323	43,534,978	41,801,744
歳出総額 ㉒			47,575,474	45,857,609	42,318,668	42,491,731	40,465,941
歳入歳出差引額(㉑-㉒)㉓			1,932,761	1,190,849	1,382,655	1,043,247	1,335,803
翌年度へ繰越すべき財源 ㉔			1,124,369	797,588	416,932	60,762	384,671
実質収支(㉓-㉔)㉕			808,392	393,261	965,723	982,485	951,132
単年度収支 ㉖			△ 66,000	△ 415,075	572,462	16,762	△ 31,353
積立金 ㉗			547,631	1,835,797	960,664	261,990	11,769
繰上償還金 ㉘			-	-	-	88,673	226,663
積立金取り崩し額 ㉙			2,430,000	340,000	143,043	-	493,713
実質単年度収支(㉖+㉗+㉘-㉙)			△ 1,948,369	1,080,722	1,390,083	367,425	△ 286,634
基準財政需要額 注：1			19,317,018	19,644,072	19,324,798	18,898,510	19,755,139
基準財政収入額 注：2			13,317,431	13,318,021	15,132,948	16,491,619	17,961,116
標準財政規模 注：3			23,723,925	23,906,422	24,062,333	23,972,938	26,205,561
財政力指数 注：4	単年度		0.689	0.678	0.783	0.873	0.909
	三年平均		0.690	0.681	0.717	0.778	0.855
実質収支比率(%) 注：5			3.4	1.6	4.0	3.9	3.6
公債費比率(%) 注：6			14.0	13.6	13.5	13.9	12.0
起債制限比率(%) 注：7			10.0	9.7	9.7	10.1	10.0
積立金現在高			7,050,928	8,888,342	10,819,944	11,426,966	10,961,369
地方債現在高			48,341,041	49,314,584	49,997,984	49,320,220	49,148,227
債務負担行為額			935,859	826,247	1,545,671	1,280,385	1,020,351
経常一般財源比率(%) 注：8			100.5	105.8	104.2	106.2	87.1
経常収支比率(%) 注：9			(88.3) 81.9	(84.5) 79.9	(86.0) 81.8	(88.0) 84.6	(91.9) 85.4

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、市が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。市の客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、市の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において徴収が見込まれる税収を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、市の収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、市の徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

市の標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模をいい、市が標準的な行政活動を行うために必要な経常一般財源の総量を示すものであるともいえる。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} &= (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} \\ &\quad - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ &\quad (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} \\ &\quad + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

市の一般財源のうち、地方税収入等がしめる割合によって財政力の強弱あるいは財政的な自立の大きさを見ようとするものである。

これは、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入額がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 公債費比率

公債費(地方債の元利償還に充てられる経費)の標準財政規模に対する割合をいい、公債費の市への影響度を示すもので、この比率が増加すると、後年度の財政負担がかさみ、財政構造の弾力性が圧迫されることとなる。

注：7 起債制限比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の割合を示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債許可が制限されていた。

平成18年度からは、地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、新たに「実質公債費比率」という指標によって起債の発行が制限されることとなった。

注：8 経常一般財源比率

市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを推測するもので、標準財政規模のうちに占める経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合により算定される。

$$\text{経常一般財源比率} = \frac{\text{経常一般財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

注：9 経常収支比率

市の財政構造の弾力性を判断するための指標であり、容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより判断するもので、80%以上である場合、財政構造が硬直化していると考えられる。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当の一般財源}}{\text{(経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債)}} \times 100(\%)$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。

